

7 松戸市斎場の使用料 (令和元年10月1日現在)

区分	単位	使用料		
		死亡者または申請者		
		市民	市民以外	
火葬	15歳以上	1 体	3,000円	50,000円
	15歳未満	1 体	1,600円	25,000円
	死胎児	1 胎	1,000円	15,000円
	改葬遺骨	1 個	1,200円	20,000円
	外科	1 個	800円	13,000円
	えな	1 包	300円	5,000円
式場	第1 (小式場)	1 回	24,200円	48,400円
	第2 (大式場)	1 回	44,000円	88,000円
	遺体安置室	1 回	6,500円	13,000円
	宮型霊柩車	1 回	8,900円	17,800円

- ※ 式場の1回とは、午後2時から翌日午後1時までのことです。
- ※ 遺体安置室の1回とは、1泊のことです。
- ※ 火葬料(非課税)を除く使用料については、消費税込みの料金です。
- ※ 生活保護世帯等は、火葬料・霊柩自動車使用料等が減額になります。

北山市民会館(2階)の使用料

区分	単位	申請者			
		9時~17時		17時~21時	
		市民	市民以外	市民	市民以外
第1・2・3・5洋室	1 時間	220円	440円	270円	540円
第6洋室	1 時間	440円	880円	550円	1,100円

- ※ 火葬中の待合室は、北山市民会館1階の部屋(無料)を用意しますが、こちらでは会食はできません。通夜日や火葬中・火葬後に会食をされる場合は、北山市民会館2階の部屋(有料)を予約の上でご利用ください。

施設概要

所在地：松戸市串崎新田63番地の1

施設：(1)斎場

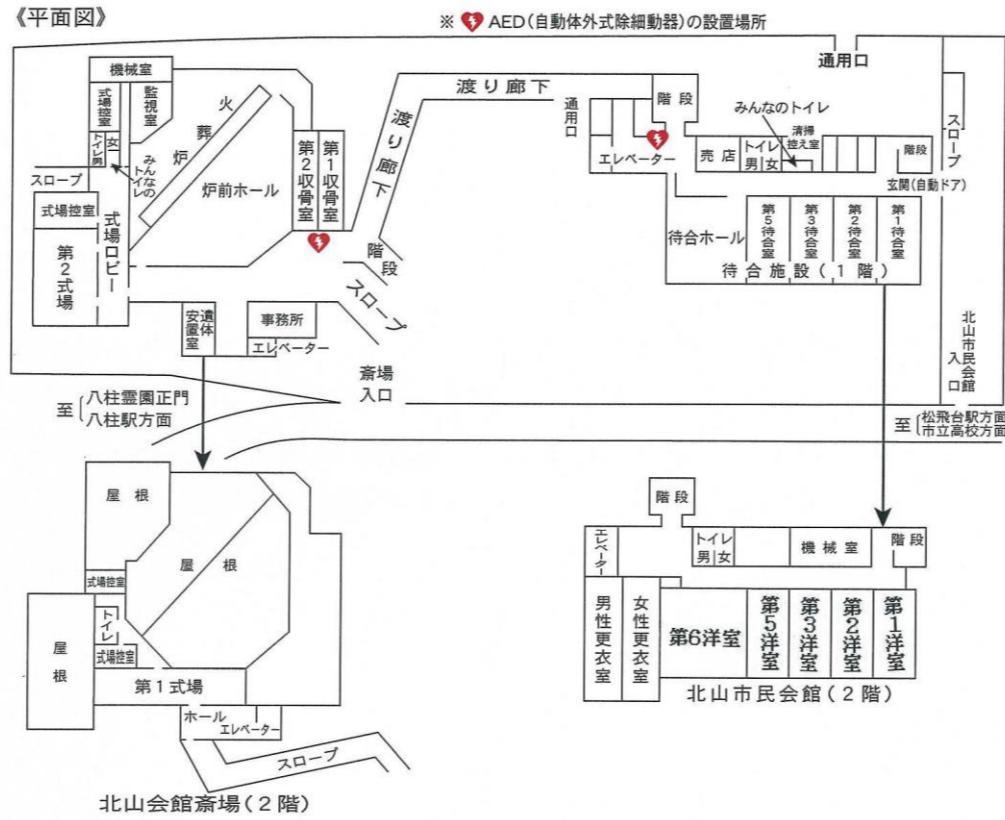
- 火葬場：火葬炉・10基(空冷ロストル式、灯油使用)
- 式場：2室 [式場、ロビー、控室 (和室)]
- 遺体安置室：4体まで

(2)北山市民会館

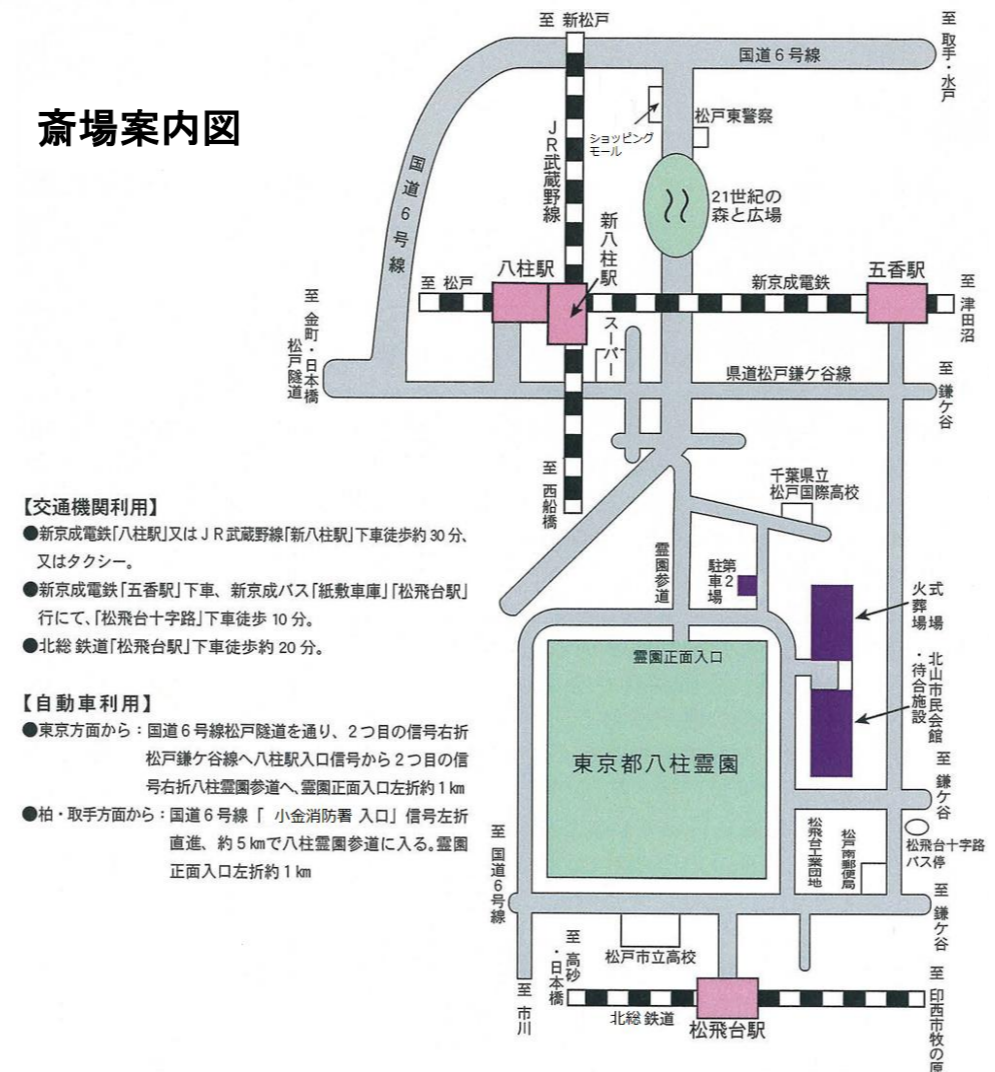
- 1階：待合室5室(洋室3室、和洋室1室、ホール1室)
- 2階：市民会館施設(洋室5室)

休館日：友引の日、1月1日~3日

施設配置図



斎場案内図



松戸市斎場

利用のご案内 (概要版)



松戸市斎場では、火葬場、式場、霊柩車、遺体安置室、北山市民会館を利用することができます。

葬儀等を執り行う場合の関係する手続き、斎場の業務内容、使用料金、案内図等を掲載しましたので、参考としてください。

松戸市斎場 所在地：松戸市串崎新田63番地の1
電話：047-387-4042

- ※ 松戸市斎場において、「心付け」等のご配慮は一切必要ございません。
- ※ 駐車場が少ないので、できるだけ自家用車でのご来場はご遠慮ください。

① 死亡から利用の申込み・手続き順序

1. 死亡
2. 医師から「死亡診断書」の交付を受ける
3. 死亡届（死亡診断書と一対）を提出
市民課または支所、休日及び夜間は守衛室へ
(1) 火葬日・時間、霊柩車利用の有無を申込み
斎場予約システムで予約
(2) 式場の利用申込み
斎場予約システムで予約（詳細は「⑤式場」を参照）
4. 死体（胎）埋火葬許可証・松戸市火葬場使用許可書を受領
5. 通夜・告別式
6. 死体（胎）埋火葬許可証及び松戸市火葬場使用許可書を斎場窓口へ提出
7. 火葬料、霊柩車使用料等を支払い
8. 死体（胎）埋火葬許可証を受領（裏面に火葬証明を記載）

※ 死体（胎）埋火葬許可証・松戸市火葬場使用許可書を忘れますと火葬ができなくなりますのでご注意ください。

※ 死体（胎）埋火葬許可証は、ご遺骨をお墓等に納骨するときに必要になる重要な書類です。

※ 市外で死亡届を提出して死体（胎）埋火葬許可証を取られた方は、松戸市の市民課等で松戸市火葬場使用許可書を取ってください。

（参考）

葬祭業者等のホームページや広告などで松戸市斎場と業務提携していると誤解されるような記述が見受けられますが、特定の葬祭業者との業務提携や推薦（指定）をすることは一切ございません。

② 斎場到着から帰宅までの流れ

（全体の所要時間：約1時間30分～2時間）

1. 霊柩車到着
2. 棺を火葬炉前へ移動
霊柩車から棺を棺台車へ移し、火葬炉前へ移動します。
3. 火葬炉内へ棺を安置
火葬炉の扉を閉鎖後、ご遺族から順に焼香等を行います。
4. 火葬
火葬終了まで待合室で待機（火葬時間は約70分）。
火葬中に会食をされる場合は、北山市民会館2階の部屋を利用してください。
5. 収骨
収骨案内の放送後、ご遺族から順に収骨室へ移動してください。
「死体（胎）埋火葬許可証」は、骨壺と一緒に桐箱等の中へ入れますので、必ず確認してください。
6. 帰宅

③ 火葬

1. 火葬時刻は次のとおりです。
（下記の時間は火葬受入の終了時間）

区分	9時00分	10時30分	12時00分	14時00分	15時30分
受入開始時間	15分前	30分前	30分前	30分前	30分前
2. 火葬件数は、各火葬時刻で4件まで、1日合計20件までです。
3. 火葬炉前では、棺を開けてのお別れはできません。
4. 火葬炉の構造や遺体の状況等によっては、ご遺骨のうち第2頸椎（喉仏）がでない場合もあります。予めご了承ください。
5. ペースメーカーを装着の場合は、事前にご連絡ください。
6. 棺の中にプラスチック類や爆発性のある物、硬貨類等を入れますと、ご遺骨を損傷するばかりでなく、火葬炉の損傷・故障の原因や火葬時間が長くなります。また、指輪・貴金属（宝石・金・プラチナ等）についても、焼失を伴う誤解の発生原因ともなりますので、事前に取りはずしてください。

④ 霊柩車

ご自宅・民間式場等から斎場に棺を搬送する際には、市の霊柩車を利用することができます（運行範囲があります。）。

1. 種類は宮型霊柩車、台数は3台です。
2. 午前10時30分の火葬から利用することができます。
3. 霊柩車を利用できる「棺の長さ」は、2mまでです。

※ 霊柩車には運行範囲がありますので、詳細は斎場へお問い合わせください。

⑤ 式場

1. 各式場の火葬時刻、収容人数、控室は次のとおりです。

	第1式場	第2式場
火葬時刻	10時30分	12時00分
収容人数	50名	100名
控室	2部屋（和室）	3部屋（和室）

2. 利用時間は、午後2時から翌日の午後1時までです（準備と後片付けの時間を含む。）。

⑥ 遺体安置室

1. 遺体安置室は、4体まで利用することができます（予約制）。利用の際は、納棺の上でお願いします。
2. 預入時間は、午前8時30分から午後8時30分までです。ただし、友引の前日は、午前8時30分から午後4時30分までとなります。
3. 安置中の面会は、担当葬儀社の立会いが必要です。
4. 1月1日から3日までの間は、ご遺体のお預かりを中止します。